

第4条・第5条の農地転用届出に必要な添付書類 (届出申請書2部添付書類1部)

- ・申請書上部に、必ず捺印を押してください
- ・行政書士による代理申請の場合、委任状を添付してください

添付書類

- 土地の登記事項証明書 ----- 全部事項証明書に限る
- 所有者であることを ----- 申請者が土地登記簿に記載された所有名義人と異なる証する書面 場合（住民票等）
- 法人の登記事項証明書 ----- 法人が取得等する場合
- 位置図 ----- 届出土地の位置を示す地図
(住宅地図、インターネット上で公開されている地図。もしくは、都市計画図の写し。)
- 公図写 ----- 申請地及びその周囲の土地の地番、地目、面積、所有者、及び耕作者名を記入したもの
- 許可指令書写等 ----- 届出に係る農地が、賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき農地法第18条の許可指令書の写。（法第18条の許可を受ける必要のない場合は、解約等につき合意の成立したことを証する書面）
- 土砂等の埋立て等による500m²以上の農地転用については、特定事業許可決定通知書等の写の添付が必要となる場合がありますので、必ず事前にSDGs推進課にご相談ください。
- 都市計画法第29条の開発許可（開発区域の面積が1,000m²以上のもの）に該当する場合には許可書の写しの添付は不要ですが、必ず開発許可見込みであることが転用条件になります。建築指導課にて確認の上、転用届出書を提出してください。
- 令和7年5月26日から盛土規制法の許可制度が開始になり、転用地で盛土・切土等をする場合（検討中も含む）は許可申請手続きが必要になりますので、必ず事前に建築指導課にご相談ください。